

第5章 救 援

市長は、避難住民の受入地域（避難先地域等）において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、知事が行う救援を補助するほか、知事が行う救援に関する事務の一部を委任された場合において実施する救援の内容等について、以下のとおり定める。

第1節 救援の実施

救援の実施手順、関係機関との連携等について定める。

1 知事による事務の委任（法76）

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができるものとされている。この場合において、知事は、市長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市長へ通知するとともに、直ちにその旨を公示するものとされている。

2 救援の実施及び補助（法76）

（1）救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の搜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去

（2）知事への救援実施に対する支援の求め

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援の実施が困難であると判断される部分については、知事に対し救援実施の支援を求める。

(3) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、知事が行う救援に関する事務の一部を委任された場合においては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。) 及び県保護計画の内容に基づき県と相互に連携し救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」に規定される救援の程度及び方法によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。《資料編66P参照》

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め（法79）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第2節 救援の実施方法

知事が行う救援に関する事務の一部を委任された場合または知事が行う救援を補助する場合において実施する救援の基本的な実施方法について定める。

1 収容施設の供与

(1) 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けけるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。

① 避難所の開設

ア 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

イ 勤務時間内に避難所を開設する場合

- ・ 避難所となる施設の管理者に対して開設を要請する。
- ・ 避難者が収容を求めた場合は、市からの要請がなくとも施設管理者が開設し、避難所班に担当職員の派遣を要請する。

ウ 勤務時間外に避難所を開設する場合

避難所担当職員は、避難所開設が必要な場合は、直ちに参集し開設する。

エ 市は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、箇所数、収容人員等について、直ちに県に報告する。

オ 市は、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告するものとし、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付けるものとされている。

② 避難所の運営管理

ア 避難所の運営は、自主防災組織等を中心とした市民組織が自主的に運営することを原則とする。

ただし初期段階においては、避難所担当職員及び施設管理者が運営に協力する。

イ 避難所の管理は、避難所担当職員があたり、学校教職員など施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営を図る。

ウ 避難所を開設したときは、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、必要な設備・備品を確保する。

エ 市は、県と連携し、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、避難元の都道府県又は市町村の職員に対して協力を求める。

オ 学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運営業務に従事できるものとし、この期間は7日以内を原則とする。

- ・ 施設等開放区域の明示

- ・避難者誘導
- ・避難者名簿の作成
- ・情報連絡活動
- ・食料、飲料水、毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ・ボランティアの受入れ
- ・炊き出しへの協力
- ・避難所運営組織づくりへの協力
- ・重傷者への対応

カ 市は、市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。

キ 市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

ク 市は、県と連携し、高齢者、障害者等に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行う。

ケ 市は、県と連携し、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況に応じ、プライバシーに配慮するなど避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

③ 災害時要援護者用避難所

ア 被災者救援班は、高齢者及び障害者等への配慮を必要とする状況となった場合には、災害時要援護者用避難所を設置する。

イ 開設の時期については、避難者及び避難所の状況を勘案し、必要となれば適宜災害時要援護者用避難所を開設する。

④ 長期避難住宅

ア 避難が長期にわたることが見込まれる場合には、県は、早急に長期避難住宅のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が避難所から長期避難住宅等に移ることができるように配慮するものとされている。

イ 長期避難住宅の設置については、(2)の応急仮設住宅の規定を準用する。

(2) 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

① 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

応急仮設住宅の設置は、原則として県が行うものとされている。また応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができる。

② 応急仮設住宅の構造

ア 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障害者等の安全性及び利便性に配慮した構造とする。

イ 高齢者、障害者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する仮設住宅を設置する。

③ 入居者の選考

ア 入居者の募集

住宅宅地班は応急仮設住宅募集窓口を設置し、応急仮設住宅への入居募集を行う。

イ 入居者の決定

住宅宅地班は被災者救援班と協力し、以下の点に留意しながら、入居者を決定する。

- ・ 住家が全焼、全壊又は流失したことであること。
- ・ 居住する住家のない者であること。
- ・ 自らの資力でもって、住宅を確保することのできない者であること。
- ・ 入居者選定の際には、高齢者、障害者等に十分配慮する。

④ 応急仮設住宅の管理・運営

避難住民等の応急仮設住宅への入居後、応急仮設住宅内のコミュニティの形成や独居老人等に配慮しながら、応急仮設住宅の管理・運営を行う。

⑤ 生活環境の整備

市は、県と連携し、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、生活環境の整備に努める。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。

① 炊き出しその他による食品の給与の対象者

- ア 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者
- イ 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事の出来ない者
- ウ 避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者
- エ 救助作業に従事する者で、給食を行う必要がある者

② 炊き出しその他による食品の給与の方法

- ア 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態を給することとし、弁当によるものもできる。また、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮する。
- イ 炊き出しへは、原則として、避難所で行う。

③ 食料の供給方法

- ア 総務動員班は、食料供給に必要な輸送力（輸送用車両、人員）を確保し、被災者救援班は備蓄食料や広域輸送基地に集積された食料を各避難所に配送する。
- イ 各避難所に配送された食料は、避難所担当職員を中心に、避難者、ボランティア等

の協力により、その配分を行う。
 ウ 在宅の給食困難者は、最寄の避難所で配給を受ける。

(2) 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

① 飲料水供給の方法

給水班は、給水車、袋詰め水等による運搬給水、給水拠点の貯水槽等による拠点給水、給水栓又は仮設配管による仮設給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。

② 飲料水供給の優先順位の決定

避難所や病院・救護所などの緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の災害時要援護者の施設には優先的に給水する。

③ 広報の実施

給水班は、渉外広報班を通じて、給水時間、給水場所等を市民に伝達するとともに、自らも広報車等を用いて、給水活動について周知徹底を図る。

④ 給水応援

災害の規模によっては、独自で全ての応急給水体制を構築することが可能でないため、協定などにより、総務動員班を通じて、県や他の水道事業者などに支援要請を行う。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の対象者

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の供給方法

① 総務動員班は、被服、寝具その他生活必需品の供給に必要な輸送力（輸送用車両、人員）を確保し、被災者救援班は備蓄物資や広域輸送基地に集積された生活必需品を各避難所に配送する。

② 各避難所に配送された被服、寝具その他生活必需品は、避難所担当職員を中心に、避難者、ボランティア等の協力により、その配分を行う。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の品目

- ① 被服、寝具及び身の回り品
- ② 日用品
- ③ 炊事用具及び食器
- ④ 光熱材料

4 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。なお、これら医療の提供にあたっては、必要に応じて国、県、その他関係機関との連携に努める。

(1) 救護所の設置

- ① 市は、次のような場合において、姫路市医師会の協力を得て、避難所その他適当な場所に救護所を設置する。
 - ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
 - イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
 - ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- ② 市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、姫路市医師会と協議の上、救護所を廃止する。

(2) 情報の収集及び提供

市は、姫路市医師会をはじめとする関係機関の協力を得て、医療関係者・医療機関の被害状況、活動状況及び被災地の医療ニーズ等について把握し、速やかに県へ報告するとともに、可能な限り住民に対して情報提供を行う。

(3) 医療救護班の編成

市は、姫路市医師会の協力を得て、医療救護班を編成する。

(4) 現場救護所における救護活動

初期段階の救護活動においては、限られた医療関係者や医薬品等の医療機能を最大限に活用して、短時間にできるかぎり多数の救護にあたるため、トリアージタグを使用し、負傷者救護の決定をする。

(5) 後方医療対策

市は救護所において救護ができない者又は適当でない者について、受け入れ可能な医療機関に収容することを要請し、搬送を行う。またヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合は、速やかに県に出動を要請する。

(6) 医療マンパワーの確保

被災者救援班は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整を、姫路市医師会等と協力して行う。

被災者救援班は、市内の被災状況に基づき、医療マンパワーの配置等を決定し、指示する。

(7) 医薬品等の供給

① 品目

被災者救援班は、次の品目の医薬品を確保する。特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

② 調達方法

- ア 被災者救援班は、医薬品卸売業者、薬局等との連携を図り、救護所で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、被災者救援班は医療機関へ補給を行う。
- イ 被災者救援班は、医薬品が市内で供給が困難な場合は、県へ供給のあっせんを要請する。

③ 搬送、供給方法

- ア 被災者救援班は、搬送に当たっては、地域防災計画で定める緊急輸送路を活用する。
- イ 卸売業者は、広域輸送基地まで搬送し、市は仕分け・運搬人員の確保、保冷車等運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。
- ウ 被災者救援班は、広域輸送基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請する。

5 被災者の搜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出する。

(1) 災害ボランティア班は、県警察等と連携して、負傷者等の搜索、救出活動を行う。

(2) 市は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

6 埋葬及び火葬

武力攻撃災害時の混乱期のため、死亡した者の遺族が埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などにおいて、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐため、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施する。

- (1) 埋火葬は、正式な葬祭でないことから、原則として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供をする。
- (2) 市は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺族等に遺体の引渡しが行われた後に、埋火葬を実施する。

7 電話その他の通信設備の提供

市は、県と連携し、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐ。

8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、県と連携し、武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者の住家に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所等居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

9 学用品の給与

市は、県と連携し、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して教科書及び教材、文房具、通学用品を給与する。

10 死体の搜索及び処理

(1) 死体の搜索

市は、県と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者（死体）を搜索する。

なお、死体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡する。

(2) 死体の処理

武力攻撃災害時の混乱期のため、死亡した者について、その遺族等が死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に処理を実施する。

11 障害物の除去

市は、県と連携し、武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去することにより、その被災者を保護する。